

○草加市住居表示整備審議会条例

昭和40年5月26日

条例第18号

改正 昭和40年6月24日条例第22号

昭和40年12月1日条例第41号

昭和45年3月31日条例第14号

昭和46年10月1日条例第38号

昭和60年12月26日条例第25号

平成2年12月28日条例第23号

平成11年12月22日条例第27号

(設置)

第1条 住居表示整備事業に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査審議をするため、草加市住居表示整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(平11条例27・旧第2条繰上・一部改正)

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市内の公共的団体等の役員及び職員

(2) 学識経験者

(平11条例27・旧第3条繰上・全改)

(任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再選を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平11条例27・旧第4条繰上)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平11条例27・旧第5条繰上・一部改正)

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平11条例27・旧第6条繰上・一部改正)

(関係者の出席)

第6条 審議会は、所掌事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(平11条例27・旧第7条繰上・全改)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平11条例27・旧第8条繰上・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年6月1日から適用する。

附 則 (昭和40年条例第41号)

この条例は、昭和40年12月1日から施行する。

附 則 (昭和45年条例第14号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和46年条例第38号)

この条例は、昭和46年10月15日から施行する。

附 則 (昭和60年条例第25号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年条例第23号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第27号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。